

苫小牧市ケアプランデータ連携システム  
活用促進事業業務

委託業務仕様書

令和8年4月

苫小牧市

## 1 業務名

苫小牧市ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務

## 2 業務の目的

高齢化社会の急速な進展に伴い、介護事業を始めとした福祉サービスの需要が年々高まっている一方、介護サービス事業所では慢性的な人手不足という課題を抱えている。

こうした中、本市では、居宅介護支援事業所及びその他の介護サービス事業所における業務負担の軽減等を可能とし、もって介護現場の生産性向上を実現するケアプランデータ連携システム（以下「本システム」という。）の導入及び活用について、周知その他の取組を続けてきたが、未だ市内においては十分な広がりを見せていない。

そこで、本システムの導入及び活用をより一層促進することにより、市内の介護サービス事業所における業務負担の軽減等を推進し、もって生産性向上を実現するとともに、その活用結果を好事例として他の介護事業所に展開することにより、市内全体での本システムの活用促進を図るものである。

## 3 委託期間

契約日から、令和9年3月31日までとする。

## 4 事業者の要件

- (1) 居宅介護支援事業所及びその他の介護サービス事業所間におけるケアプランのやり取りや、介護報酬請求事務に係るスケジュール感その他介護事業所における運営の実務に精通している事業者であること。
- (2) 国又は地方公共団体からの委託事業として、介護事業所を対象とした本システムの導入及び活用に関する事業を実施した実績を有すること。

## 5 委託業務の内容

本事業は、以下の事項に則って実施すること。なお、苫小牧市から特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

### (1) システム導入及び活用のための伴走支援

#### ア 事業所の募集及び選定

市内に所在する居宅介護支援事業所及びその他の介護サービス事業所を対象として、イに掲げる伴走支援を受けることを希望する事業所を募集し、支援を行う事業所を選定すること。募集に当たっては、説明会を実施する等、多くの事業所が事業内容を十分に把握できるように努めた上で、イの伴走支援を実施する事業所数の目標値（60件以上（指定を受けたサービス事業所ごとに1件として数える）とする。）を設定すること。

#### イ 伴走支援の実施

居宅介護支援事業所とその他の介護サービス事業所から構成される団体を1つのグループとした上で、複数のグループに対して、本システムの導入及び活用に係る支援を一定期間継続して実施すること。以上実施方法は、対象事業所へ直接訪問して実施するほか、電

話、メール等によることも認められる。ただし、その場合であっても、事業所にとって本システムの操作方法等が理解しやすいように実施するよう努めるものとする。

実施内容は、主に次に掲げるものとする。

- ① 本システムへのパソコン等の対応状況の確認
  - ② 本システムのインストール（これに際し必要となる介護 DX 証明書等のインストールを含む。）
  - ③ 本システムの操作方法の説明
  - ④ 介護ソフトの操作方法の説明（ケアプランデータの抽出又は取り込みなど、本システムの活用に関係するものに限る。）
  - ⑤ 本システムの円滑な活用に向けた具体的かつ実務的な業務フロー見直しの提案
  - ⑥ 本システムの導入及び活用に関する質問・相談への対応
- (2) 負担軽減等に関する調査

(1)の伴走支援を通じ、本システム導入前後における業務内容や所要時間等を比較検証する等して、本システムの導入及び活用によって実現した業務負担の軽減や経費の削減その他の効果について調査し、可能な限り定量的なデータとして整理すること。

(3) 事例発表会

(1)及び(2)の結果得られた、各事業所における負担軽減等に関するデータその他事業所職員の声などについて、市内事業所に展開し、市内全体でのシステムの活用促進を図ることを目的とした事例発表会（オンラインその他ハイブリッド開催可）を開催すること。

(4) 事業実績の報告

事業終了後、以下の項目を取りまとめた事業実績報告書を作成し、PDF等の電子データで苫小牧市に提出すること。提出方法は電子メールへの添付によることとし、CD-ROM等の電子媒体に格納して提出することは認めない。

ア 応募事業所及び選定事業所一覧（選定事業所については、使用する介護ソフトの名称も含むものとする。）

イ 実施した伴走支援の概要

ウ 負担軽減等に関する調査によって整理したデータ

エ 事例発表会で使用した資料

(5) その他の取組

(1)～(4)に掲げるもののほか、本事業の目的に沿う取組を実施しようとする場合は、苫小牧市と事前に協議を行い、その承認を得るものとする。

6 委託料の取り扱い

委託料の支払は、委託期間終了後の実績報告以降に一括で行う。

7 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、委託業務に関し知り得た個人情報及び機密情報を第三者に漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

(2) 連絡・調整体制

苫小牧市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築すること。  
また、苫小牧市と打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行う等、当該業務を適正に執り行うこと。

(3) 事業計画の提出

受託者は、契約締結後速やかに事業計画を提出すること。また、事業計画の内容について、大幅な変更が見込まれる場合は事前に委託者へ報告すること。

(4) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(5) 再委託について

受託者は、この仕様書で示す業務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ苫小牧市の承諾を得た場合は、この限りでない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上で定めるものとする。